

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業中の
生徒指導・学習指導等への対応について

高 校 教 育 課
健 康 教 育 課

1 家庭との連携・協力について

- (1) 休業中の指導方針や指導計画等を、家庭に周知徹底するとともに、地域や関係機関との連携を十分に図り、校外における指導体制を整えること。
- (2) 臨時休業期間中であっても、食事や起床・就寝等の基本的な生活習慣を乱すことがないように、家庭と連携を図ること。

2 学習指導について

- (1) 臨時休業に伴う教育課程関係で参考となる情報については、別添の令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について（2月28日時点）」にまとめられているので、必要に応じて参考にすること。
- (2) 次年度への目標を持たせるとともに、休業中の具体的な計画を立てさせるなどして、規則的な生活を送らせるよう指導すること。
- (3) 生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、生徒に学習課題を設定させたり、生徒の実態に応じた適切な課題を与えたりすることにより、学力の向上を図ること。

3 生徒指導について

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を生徒に理解させ、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- (2) 事件・事故の未然防止に努め、生徒一人一人が、新年度に向けての準備や希望を描きながら充実した生活を送ること。

4 健康面について

- (1) 風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うよう指導する。
- (2) 臨時休業中は、人混みや繁華街への外出等、不要な外出を控える。
- (3) 免疫力を高めるために、バランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など規則正しい生活を送るよう指導する。
- (4) 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うように家庭に連絡する。
- (5) 適切な環境の保持のため、自宅でもこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう指導する。
- (6) 自宅待機中の健康観察を厳重に行い、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 基礎疾患がある児童生徒が上記の状態が2日続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- (7) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は速やかに家庭から学校へ連絡を入れるよう指導するとともに、保健所、教育委員会等への連絡体制を確認しておく。

5 部活動や対外的な交流イベントについて

- (1) 部活動及び対外的な交流イベントなど地域の児童生徒等が集まる行事、大会等へは参加しない。